

参考資料

第6回健康投資ワーキンググループ

2022/7/26

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1. データ連係の促進施策
 - 事業主健診情報(40歳未満)の活用
 - マイナポータルの整備
- 2. 事業主単位の特定健診保健指導実施率とスコアリングレポート



③データ利活用の促進 – 事業主健診情報の活用

第6回健康投資WG(令和4年7月26日) 資料2 事務局説明資料

【今年度の変更点】

- 効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、40歳以上の従業員のデータ提供に加え、40歳未満の 従業員のデータ提供についても新たに設問を設ける。(評価には用いない。)
- また、データ利活用の促進に向けたフォーマットの標準化を進めるため、データ提供における形式を問う。

Q31.主な健保組合等保険者に対して、健康診断のデータを提供していますか。

- ◆健康診断のデータとは、労働安全衛生法その他の法令に基づき自社が保存している健康診断に関する記録 (特定健診に含まれる項目の記録)の写しのことを指します。
- ◆健診を健保と共同で実施し、結果を共有した場合を含みます。 (保険者が指定する健診機関で事業主健診も合わせて実施している場合など)
- ◆PHR (Personal Health Record) の利活用の促進に向けて、データフォーマットの標準化が重要との観点から、提供形式についても伺います。なお、提供形式が健診機関で異なる場合は、主な提供形式についてお答えください。

<u>★◎ (a)40歳以上の従業員(ひとつたけ)</u>

- 1厚生労働省の推奨(※)するXML形式のフォーマットでデータ提供済み
- 2 その他保険者が指定する電子記録(CSV形式等)でデータ提供済み
- 31または2以外の形式(pdf形式や紙媒体など)でデータ提供済み
- 4 データは未提供だが、提供について保険者へ同意書等を提出している
- 5 40歳以上の従業員がいない
- 6 データの提供について保険者に意思表示をしていない ⇒不適合
- ※健発0331第7号、保発0331第2号令和2年3月31日厚生労働省健康局長、厚生労働省保険局長通知

◎ (b)40歳未満の従業員(ひとつだけ)

- ◆当設問は今年度は評価に一切使用しません。
- 140歳未満の従業員がいない
- 2.40歳未満の従業員はいるが、保険者からデータ提供依頼を受けていない
- 3保険者からデータ提供依頼を受け、XML形式のフォーマットでデータ提供済み
- 4保険者からデータ提供依頼を受け、XML形式以外の保険者が指定する 電子記録(CSV形式等)でデータ提供済み
- 5保険者からデータ提供依頼を受け、3または4以外の形式(pdf形式や紙媒体など)でデータ提供済み
- 6保険者からデータ提供依頼を受けているが、データ提供をしていないまたは データ提供について保険者に意思表示をしていない

③データ利活用の促進 – ヘルスリテラシーの向上

第6回健康投資WG(令和4年7月26日) 資料2 事務局説明資料 (一部改編)

【今年度の変更点】

- 個々人の健康状態や生活習慣、ニーズに応じた予防・健康づくりを推進するため、**健診情報やライフロ** グデータ等のPHR (パーソナルヘルスレコード) の利活用に関する検討が官民双方で行われている。
- 従業員のヘルスリテラシーの向上を促すための取組として、**健診情報等を電子記録として閲覧するため**の環境整備を行っているかを問う。

| © | Q43.従業員のヘルスリテラシー向上のために、健診情報等を電子記録として活用するための 取り組みを行っていますか。(いくつでも) |
|----------|--|
| | ◆健診情報等の適切な管理・活用による個人のニーズに沿った効果的な予防・健康づくりを促進するため、 |
| | PHRの利活用に関する検討が官民双方で進んでいます。 ◆40歳未満の従業員の健診結果は2023年度中にマイナポータルにより確認可能となる予定です。 |
| | 1 健保組合等保険者と連携し、マイナポータルにより健診結果を閲覧できる環境を整備し、 |
| | それを周知している 2 健保組合等保険者と連携し、マイナンバーカードの保険証利用登録を推奨している |
| + | 3 アプリ等により電子記録として健診結果を閲覧できる環境を整備し、それを周知している |
| | 4 その他 |
| | 5 特に行っていない |

※中小規模法人部門ではアンケート項目として追加。

効果的な予防・健康づくりに向けた保健事業における健診情報等の活用促進

【見直しの方向性】

- 40歳以上の者を対象とする特定健診については、労働安全衛生法に基づく事業主健診等の結果の活用が可能となっていた一方、40歳未満の者については、同様の仕組みがなかった。
- このため、生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、 40歳未満の者に係る事業主健診等の結果が事業者等から保険者へ提供される法的仕組みを設けることとした。
- 併せて、後期高齢者医療広域連合と被用者保険者等間の健診等情報の提供についても法的枠組みの整備を行うこととした。
 - ※健保連・国保連についても保健事業の実施主体となり得るため上記同様に情報の提供と活用に係る仕組みを設けることとした。

【期待されるメリット・効果】

①データヘルスの一層の推進

⇒加入者の状況に応じた<u>効率的・効果的な保健事業が可能</u>になる。 また、集まった情報を協会けんぽや健保連等で統計・分析することで、<u>地</u> <u>域間や業種間、事業所間のデータ比較が可能</u>になり、保険者や事業者等 による加入者(=労働者)の健康課題の把握・対策にも活用できる。 (40歳未満の者の生活習慣病予防対策等にも役立つ。)

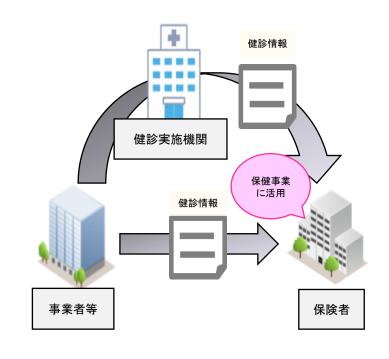
②コラボヘルスの促進

⇒保険者と事業者等が同じ情報を基に連携して加入者の健康確保を進めることが可能になり、コラボヘルス (保険者と事業者等の積極的連携による加入者の予防・健康づくりの推進) の実現につながる。

③マイナポ等での健診結果の閲覧が可能になる

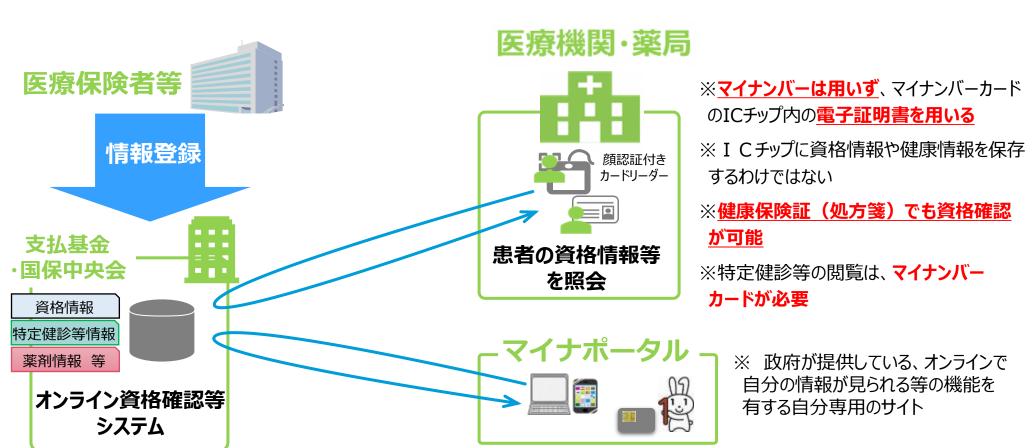
⇒事業主健診等の結果をマイナポータル等で閲覧できるようになる。

【施行時期】: 令和4年1月



オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等(加入している医療保険や自己負担限度額等)が 確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による<u>事務コストが</u> 削減。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を 閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境に。(マイナポータルでの閲覧も可能)



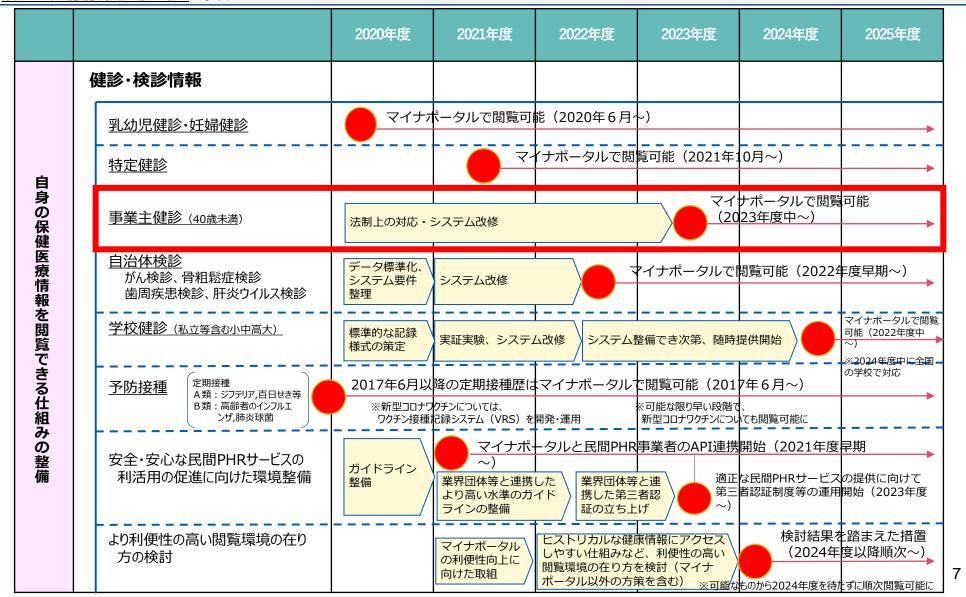
マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

通院においても、その他の場面でも マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります



データヘルス改革に関する工程表

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI(ユーザーインターフェース)にも優れた仕組みを構築する。
 - また、患者本人が閲覧できる情報(健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等)は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。 → これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介
 - 護サービスを提供することが可能になる。



- 1. データ連係の促進施策
 - 事業主健診情報(40歳未満)の活用
 - マイナポータルの整備
- 2. 事業主単位の特定健診保健指導実施率とスコアリングレポート



健康経営度調査における特定健診・特定保健指導実施率の評価案

背景

- 特定健診・保健指導は保険者の実施義務があり、実施率の向上には事業主との連携(コラボヘルス)が重要であるが、これまで、法人単位での実施率の把握が困難であったため、健康経営優良法人認定において実施率の評価は行っていなかった
- 他方、健康スコアリングレポートでは、昨年度より被保険者等記号をキーとして、事業主単位のレポート作成を開始しており、 記号単位で実施率を把握することは可能となっている

対応案

令和5年度の健康経営優良法人認定(大規模法人部門^{※1})より、以下の前提で、加点項目として「企業(事業主)単位の特定健診・保 健指導実施率」を評価する方向性で検討を行ってはどうか。

- ○(加入する保険者によらず)記号単位の実施率とその分母分子を評価の基礎とする
- ○ただし、申請企業とその企業の記号が1対1で対応していない場合については以下のように対応する
 - ・1つの企業が複数の被保険者証等記号に分かれている場合はその合算の数値を使用すること
 - ・1つの被保険者証等記号に対して複数の企業が含まれてしまっている場合は、他社分も含めてその記号の数値を使うこと
- ○なお、企業(事業主)単位の実施率の把握は、健保組合・協会けんぽの双方について、厚生労働省が記号単位の実施率データ*2 を集計して保険者に提供し、それを企業が保険者に照会することを想定する
- ○その場合、記号単位の実施率データを集計・出力するために、健康スコアリングレポートを作成するためのシステム改修を行う
- ※1:中小規模法人部門においては、申請企業すべてが保険者に実施率の提供を要求した場合、保険者の照会対応数が膨大となり、特に一部の総合健保や協会けんぽ(支部)の業 務を圧迫する恐れがあるため、導入当初は大規模法人部門に限定してはどうか。
- ※2: 厚生労働省からは、①特定健診の受診者数(実施率の分子)、②特定保健指導の対象者数(実施率の分母)、③特定保健指導の終了者数(実施率の分子)を記号単位で健保 組合に提供する。申請企業は、上記の①~③を保険者から提供を受け、加えて、特定健診の対象者数(実施率の分母)を自ら集計することで、特定健診・保健指導の実施率 を算出・把握する。

2022年度の健康スコアリングレポートのスケジュール

これまでの健康スコアリングレポートについて

- 健康スコアリングレポートとは、各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康 づくりへの取組状況等について、全健保組合平均や業態平均と比較したデータを見える 化したもの。
- 2018年度より、日本健康会議・経産省・厚労省の三者が連携し、NDBデータから保険 者単位のレポートを作成の上、全健保組合及び国家公務員共済組合等に対して通知。
- 2021年度からは、保険者単位のレポートに加え、事業主単位でも実施(作成対象は特定健診対象となる被保険者数50名以上の事業所)。
- 2021年度版(2020年度実績分)として、保険者単位 1,469件(共済含む)、事業主 単位 19,313件(事業主マスタを登録した1,062組合の事業所が作成対象)を発行済。



| 口犯安 | 2021年度 | | 2022年度 | | | | | | | | | | | | 2023年度 | |
|--------------------|--|----|---------------------------|-----------------------------|------------|----|-------------|----|-----|--|-----|----|----|----|--------|----|
| 日程案 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
| 日本健康会議・ 経産省・厚労省 | 2020年度実績分 保険者単位 レポート作成 2020年度実績分 事業主単位 レポート作成 | | ト ト ト ト | ノポート発出 保険者アンケー・ ・ポート発出 / | | | > | | | 第7回健康投資WG ・2021年度レポート・アンケート分析報告 ・2022年度実施方針報告等 | | | | | | |
| 保険者 | | | 11 2020年 の事業 | F度実績分し 主共有などの | プート D取組 | | | | | | | | | | | |